

## 本校の非違行為防止への取組

### 1 誓い

- 毎年4月1日付けで、全職員が交通法規の遵守と飲酒運転はしない誓いを直筆で書き、学校長へ提出します。

### 2 職員の研修

- 教育は、生徒や保護者からの信頼の基に成り立つことを自覚し、毎回の職員会で非違行為防止研修の時間を確保し、自らを振り返る研修を行っている。
- 本年度の内容（H28年12月現在）
  - ・ パワハラ、セクハラ、体罰についてチェックシートの活用
  - ・ 資料「なくそう スクール・セクハラ」「体罰の根絶に向けて」「懲戒処分の指針」「懲戒処分事例」等の読み合わせや、意見交換。
  - ・ 「検証！ 飲酒運転の恐怖」DVD視聴と意見交換

### 3 係を組織し対応

- 「非違行為防止委員会」を組織し、職員研修の計画や実施をしたり、二ヶ月に1回月目標を提案し日報への記載や職員室への掲示をしたりして、職員の注意喚起を図っている。
  - 〔4・5月〕 初心忘るべからず。  
(今年も非違行為を出さず、お互い気持ちの良い職場にしましょう。)
  - 〔6・7月〕 困ったことは、悩まず、抱えず、まず相談  
(何でも話せる職場の環境作りを心がけましょう。)
  - 〔8・9月〕 実りの秋、師弟同行で感動を共有しよう！  
(文化祭に向けて生徒と共に取り組みましょう)
  - 〔10・11月〕 人権感覚見直そう 言葉づかいと行動で  
(生徒と共に自分自身の人権感覚を見直しましょう)
  - 〔12・1月〕 「いつも心にブレーキを」 あなたの人生は、あなただけのものじゃない。  
(非違行為が招く様々な影響をもう一度考え、非違行為防止を自覚しよう)

### 4 体罰調査

- 学校評価とは別に、毎学期末に職員・保護者・生徒を対象に体罰調査を行っている。結果については、学校だよりなどで報告している。

### 5 相談窓口

- 「スクール・セクハラ」「いじめ・体罰」「心とからだ」の相談窓口を、生徒が話しやすい保健室に設けて、早期発見・対応に心がけている。